

## 地方公務員の定年延長に関する指定都市市長会提言

人事院は、国家公務員の定年延長に関し、平成30年8月、定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出を行ったところである。

ここで示された定年延長は、60歳を超える職員の能力及び経験を本格的に活用するものであり、複雑高度化する行政課題に的確に対応するとともに、質の高い行政サービスを維持していくために必要な施策として、賛意を表すものである。

しかしながら、地方公共団体は職員数、年齢構成、組織規模など、国と大きく異なっており、今般示された定年延長が、そのまま地方公務員の枠組みに馴染むとは言い難い。

したがって、地方公務員の定年延長に関する具体的な制度設計に当たっては、地方固有の事情を考慮すべきであり、指定都市市長会として、下記のとおり提言する。

### 記

- 1 採用計画など、調整を必要とする中長期的課題が多いことから、段階的な引上げ方を含め、スケジュールを早急に示すこと。
- 2 定年延長の制度設計に当たっては、地方の実情に応じ、役職定年の年齢（60歳）、任用換の対象となる職（管理監督職員）などを、地方の裁量により決定できる仕組みを設けること。
- 3 制度設計に当たっては、地方公務員に係る定年延長の検討の場などにおいて、指定都市の意見を十分に聴く機会を設けるとともに、その意見を具体的な制度設計に反映すること。

平成31年2月6日

指定都市市長会